

民生文教常任委員会会議記録

令和 6 年 9 月 12 日開催

令和 6 年第 3 回定例会において、清水町議会会議規則第 39 条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

(出席委員)

委員長 飯田安雄
副委員長 松下尚美
委員 松浦俊介
委員 大濱博史
委員 野田敏彦
委員 寺島俊郎
委員 森野夏歩

(概 要)

議案第 33 号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

本案は、9 月 5 日に本委員会に付託され、9 月 12 日に、委員全員と、当局から副町長、教育長及び所管課長の出席を得て、審査を行いました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 35 号 清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本案は、9 月 5 日に本委員会に付託され、9 月 12 日に議案第 33 号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 37 号 令和 6 年度清水町一般会計補正予算（第 3 回）について

本案は、9 月 5 日に本委員会に付託され、9 月 12 日に議案第 35 号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

質疑なく、次に歳出について説明を受け質疑に入りました。

質疑なく、次に歳入歳出全般について質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、全

員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 令和6年度清水町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
について

本案は、9月5日に本委員会に付託され、9月12日に、議案第37号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号 令和6年度清水町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）
について

本案は、9月5日に本委員会に付託され、9月12日に、議案第38号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号 令和6年度清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
について

本案は、9月5日に本委員会に付託され、9月12日に、議案第39号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 令和5年度清水町一般会計歳入歳出決算の認定について

本案は、9月6日に本委員会に付託され、9月12日に議案第40号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、歳入の質疑に入りました。

最初に委員から、「学校給食費について、令和5年度になって収入未済額が急激に増えている理由は。」とただしたところ、「理由は個々様々で、この状況を分析すると、令和5年度は、滞納世帯が19世帯増えて25世帯になったこと、これまで滞納世帯がなかった西小と南中、外国人世帯に滞納があったことと捉えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「滞納部分を公費で賄っていることから、不公平感を生まないように、様々な分析をし、早めに保護者と接触をするなどして収入未済額を減らす必要があるが、児童手当からの充当などの対策を行った上でもこの状況

なのか、また、今後の方針は。」とただしたところ、「児童手当からの充当事務は例年行っており、校納金も併せ、前年度に比べ、徴収金額が増えています。今後は、督促状の迅速な発送や、デジタルツールの活用、児童手当からの充当の呼びかけを強化するなど、各学校と協力して滞納整理を積極的に進めていきたいと考えています。」との答弁がありました。

他に質疑なく、次に歳出について、各款ごとに質疑を行いました。

初めに3款民生費について質疑を行いました。

最初に委員から、「配食サービス事業は、独り暮らし等の在宅高齢者の食生活改善と安否確認を目的としているが、食生活の改善に関する評価等の方法は。」とただしたところ、「昼食のみで提供回数に限度がありますが、高齢者に必要な栄養素をバランスよく考えた献立で提供していることから、栄養の偏った食生活などを改善するという点で、個別の評価は把握していませんが、その目的に寄与しているものと考えます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「今後、対象者の状況によって適切な食事が提供できるよう、利用時にアセスメントを導入する、また、再アセスメントを定期的に行う考えはあるか。」とただしたところ、「サービス利用開始前に地域包括支援センターがアセスメントを実施し、利用者の日常生活、自立度、介護保険や障害の認定情報等から、サービスが必要であるかを確認しています。再アセスメントについては、全員ではありませんが、利用者の状況に変化があった場合に再度面接をし、説明等を行っています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「潜在的待機児童がいる原因は。」とただしたところ、「潜在的待機児童が減らない主な理由は、希望が人気のある保育所に集中してしまうことによるものです。そのほか、育児休業の延長や、休業手当の請求に必要という理由で、あえて潜在的待機となる事例も見受けられます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「入所児童数や0歳から2歳児の入所状況を民間と比較すると、公立の保育士数であれば、もっと多くの児童の受け入れが可能と考えてもおかしくないと思うが、この理由は。」とただしたところ、「民間と比べて受入数が少ない理由は、特別な支援が必要な児童への対応により保育士が不足するためであり、公立は特別な支援を必要とする児童の割合が高く、また、セーフティネット的な位置づけとして、民間で受け入れしてもらえない児童も、状況に応じて受け入れていることから、定員までの受け入れが難しいというのが現状で、仮に、このような児童がいなければ、現状の職員数で定員まで受入が可能です。また、民間と比較し、非正規職員が多く、勤務体制の面で職員数が多く必要となることや、入所希望者が少ないことも影響しています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「選ばれる保育所になるためには、ニーズを把握し、何が足りないか、何をすべきかをしっかり捉えないと再編計画にも影響してしまう。

できる限りの営業努力と自覚を持って当たるべきと考えるが町の見解は。」とただしたところ、「公立は、特別な支援が必要な児童の対応などにより、民間と同様に受入れを行うことは難しいと考えますが、民間の経営努力の思想については、公立においても大切なことだと考えますので、改善できる点については、現場と調整、相談し善処したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「ファミリーサポートセンターのまかせて会員が増えていない原因は。」とただしたところ、「高齢者を中心に勧誘しましたが、定年延長等により働いている方が多いことが、増加につながらなかった原因と分析しています。今後は、育児が終わった方や、以前に依頼会員で登録していた方などもターゲットとし、勧誘していきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「子ども・子育てコンシェルジュ事業の相談件数が増えている理由は。また、対応する人員は足りているのか。」とただしたところ、「コロナ禍が収束に向かったことで、できる限り現場に出向き、相談を受けるようになったことによるものです。人員については、令和6年度から、コンシェルジュを専任職員としたため、足りていると考えています。」との答弁がありました。

次に、4款衛生費の質疑を行いました。

最初に委員から、「まち歩きアプリでの生活習慣病予防の取組状況は。」とただしたところ、「体重、睡眠、血圧のデータは、生活習慣病予防施策などにとって大変重要かつ有効な基礎データとなるため、データ入力 of 定着に重点を置き、さらには、そのデータを分析、活用し、医療費の削減や健康寿命の延伸などにつなぐことを視野に入れた事業展開を考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「健幸スポーツの駅事業の相談内容と相談件数の施設別の内訳は。」とただしたところ、「相談件数166件の内訳は、1施設のみで、主な相談内容は、関節などの痛みへの緩和方法、生活習慣病予防のための運動方法や代謝を上げるための筋肉トレーニングなどです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「各施設にいるコンシェルジュや、その強みを発信していかないと、町民に浸透しないと考えるが、今後の普及啓発の方向性は。」とただしたところ、「高齢者については、受け身の姿勢ではなく、介護予防教室等との協働を図るほか、介護保険事業にも積極的に携わっていきたいと考えています。また、高齢者以外についても、体験教室の開催や、他事業と連携し、健幸スポーツの駅を知ってもらうほか、利用者から口コミで広がっていく方法も考えています。」との答弁がありました。

次に、10款教育費の質疑を行いました。

最初に、委員から、「かわせみ教室等で健康診断は行っているのか。また、そこに行けない児童生徒に対し、他の自治体では、学校医であれば、別日に受けられるという制度があるが、町の現状は。」とただしたところ、「かわせみ教室では健診を行っていませんが、教育支援コーディネーターが、児童生徒に、各学校の健康診断の日程を伝えています。次に、都合のよい日に学校医の病院で

健康診断を受けられる制度については、現在行っていませんが、沼津医師会管内の近隣市町などの手法を調査研究したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「文部科学省の手引きでは、痩せ傾向や肥満傾向の対象者がいた場合、学級担任や栄養教諭、養護教諭、または専門医のほか、市町の健康担当とも連携を図っていくとしているが、情報共有の体制は整っているのか。」とただしたところ、「痩せ傾向、肥満傾向の子が生じた場合の連携については、教育委員会、学校、学校医と、傾向と対策について検討していかなければならない課題と考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「総合運動公園のゲートボール場の今後の利用転換などの展望は。」とただしたところ、「令和5年12月に開催したスポーツ推進審議会において協議した結果、フットサルやスケートボードなどの、若い世代の利用が多いスポーツ施設への移行を考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「バイキング給食やマナー給食を令和5年度に行わなかった理由は。」とただしたところ、「マナー給食やバイキング給食は、通常の給食単価に比べ、賄い材料費のコストが上がってしまうことがある中、令和5年度は、物価高騰の影響もあり、通常給食で、マナーの習得や人気メニューを組み入れるなどの対応をさせていただきました。」との答弁がありました。

次に、委員から、「食育や食選択をするという経験の場、食知識の習得の場として、なくすべきでないと思うが、今後の方針は。」とただしたところ、「マナー給食は、基本的な食事のマナーを身につけるほうが重要であるとの現場の声から、通常の給食の中でマナーを指導していきたいと考えています。また、バイキング給食は、食べるメニューや量のばらつきから、残食などの課題が生じるため、おかずやデザートなどを事前にセレクトできる手法などを取り入れていきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「ごみ減量事業について、昨年度、南中、清水中は生ごみ処理機の更新を考えているとのことであった。令和5年度も実績がないが、購入の検討はしたのか。」とただしたところ、「清水中は、今年度、リース契約により購入し、南中は、予算が確保できれば、令和8年度に購入したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「教育相談の相談件数が令和5年度、かなり増えているが、指導主事の多岐にわたる業務の中で対応できているのか。」とただしたところ、「教育総務課の指導主事で対応できていますが、今年度からは3人体制で対応しています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「外国籍の児童生徒は年々増加傾向にあると思うが、支援員の派遣時数が減っている理由は。」とただしたところ、「外国語支援員の都合により、勤務時間が限られたことによるものですが、昨年度の年度途中から、フィリピン国籍の女性を会計年度任用職員として雇用し、支援を行っています。」

との答弁がありました。

次に、委員から、「教職員の健康診断でメンタルヘルスチェックは行っているのか。」とただしたところ、「休職者、特別休暇取得者以外の全員を対象とし、公立学校共済組合に委託をし、実施しています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「現在、メンタル不調などで休んでいる職員数と、それに対する相談体制は。」とただしたところ、「メンタルの不調により特別休暇を取得した教職員は、昨年度は1人、今年度、今現在では2人です。相談体制については、産業医の資格を有する町内の医師に委嘱をし、ストレスチェックで高ストレスの判定が出た場合、本人の意思で受診できる体制を整えています。」との答弁がありました。

他に質疑なく、次に、歳入歳出全般の質疑を行いました。

質疑なく、次に討論を行いました。

最初に反対討論として、「まず、保育所の非正規職員が多い運用となっていることについて、根本的な処遇改善を行わないと保育士不足は解消できず、潜在的待機児童の問題解決にもつながらない。また、幼稚園・保育所再編については、民間等ありきの計画であることに疑問が残るほか、結果的に保育士不足の解消につながるとしているが、全国的に保育士不足の傾向があり、民間活力の導入でも根本解決には至らないと考える。次に、南小の改築設計業務については、水害対策を施すとのことであるが、浸水地域での改築が適切なのかを検討すべきである。また、特別教室のエアコンについては、令和5年度も計画どおりであったが、児童生徒の安全を考慮し、計画の前倒しを検討すべきだった。さらに、バイキング給食、マナー給食については、食事を楽しむことや正しい食選択や食知識を身に着ける上で重要な行事であるとともに、町が過去から続けていた学校給食の特色であり、なくすべきではないと考える。以上の点を指摘し、反対討論とする。」との発言がありました。

次に賛成討論として、「令和5年度の町政運営を見ると、コロナ禍以前の水準に回復した事業規模となり、各種支援事業の再開のほか、笑街健幸パスポート事業を開始するなど、笑街健幸のまちづくりの更なる前進に取り組まれた1年であったと推察する。さらに、南小北校舎改築や清中テニスコートの用地取得などに取り組み、子供たちが安全安心に学べる環境が整備されている。以上のことから、令和5年度一般会計決算は、コロナ禍明けの明るい兆しを実感でき、町民が健康で安心して暮らせるまちづくりが着実に実行できたものと認められると主張し、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、賛成多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第44号 令和5年度清水町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本案は、9月6日に本委員会に付託され、9月12日に議案第42号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

最初に委員から、「一般被保険者国保税の現年課税分について、5年間での調定額、被保険者の減少に対し、保険税で賄う主な歳出の減少はわずかである。今後もこのような状況が続くと考えるが、この対応は。」とただしたところ、「今後も基金を効率的に運用するとともに、保険税の収納率の更なる向上に努め、財源確保に取り組んでいきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「現状を見ると、基金の取崩しに頼るところが大きいですが、基金にも限りがあるため、今後、数年先を見込んで保険税率の見直しを検討していくべきと考えるが、町の見解は。」とただしたところ、「御指摘のとおり、基金にも限りがあるため、今後、財政運営の健全化には税率改正が必要になると考えますので、税率改正の時期等も含め検討していきます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「保険税の見直しは2、3年に1回程度を目安とするなど、急激な負担増にならないよう、常に見直しを図っていただくことを期待する。」との意見がありました。

他に質疑なく、次に歳出の質疑を行いました。

最初に委員から、「特定保健指導は、国の方針では各自治体で支援メニューを選べるようになってきているが、本町の内容は。」とただしたところ、「動機付け支援は、生活リズムや食生活などの状況を聞き取り、改善項目を確認し、行動目標と計画を立て実践し、3か月後以降に結果を評価するほか、希望者に個別又は集団の運動指導を実施しています。積極的支援は、動機付(どうきづ)け支援のメニューに加えて、評価までの3か月間に電話や面接等による声かけを行っています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「積極的支援の参加率が、過去5年に対して下がっているが、参加率向上の取組は。」とただしたところ、「対象者には、健診結果送付前に、結果説明会で支援への参加を呼びかけるとともに、説明会に参加しない方は自宅訪問をし、対面で保健指導を実施しているほか、集団検診で、特定保健指導に該当にしそうな方に参加してもらうよう保健指導を行っています。」との答弁がありました。

他に質疑なく、次に歳入歳出全般の質疑を行いました。

最初に委員から、「基礎課税分、後期高齢者支援金課税分、介護納付金課税分の応能割の合わせた割合は。」とただしたところ、「令和5年度の国民健康保険税総額における応能割は、53.9%です。」との答弁がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案については、賛成多数をもって、原案のと

おり認定すべきものと決定いたしました。

議案第45号 令和5年度清水町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本案は、9月6日に本委員会に付託され、9月12日に議案第44号の審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

最初に委員から、「現年度保険料について、特別徴収が100%であるのに対し普通徴収が90.8%である要因をどう考えるか。」とただしたところ、「普通徴収の収納率が100%近くにならない大きな要因は、年金額が年間18万円未満の方の未納に加え、年度途中で65歳に到達した方が、年金からの特別徴収に切り替わるまでの間の保険料の納め忘れが生じていることなどによるものと考えています。」との答弁がありました。

他に質疑なく、次に歳出の質疑に入りました。

最初に、委員から、「一般介護予防事業費の決算額が少なかった理由は。」

とただしたところ、「委託型介護予防教室業務、運動グループ育成事業、いきいきサロン事業の参加者数が見込みを下回ったことなどによるものです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「委託型介護予防教室の参加者が見込みより少なかったことに対する町の見解は。」とただしたところ、「当初は4,900人を見込んでいたところ、4月5月は、新型コロナウイルスの影響により、参加者が少なかったことが原因と捉えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「オンライン訪問看護事業の参加人数が減っている理由は。」とただしたところ、「新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、対面訪問が可能になったこと、目的や内容の周知啓発が十分でなかったことが考えられます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「オンライン訪問看護事業は、費用対効果を踏まえ、今後も継続していくのか。」とただしたところ、「参加者数が伸びていない状況ではありますが、健康維持、フレイル予防及び介護予防など、高齢者の生活をサポートする有効な事業の一つであるため、費用対効果や利用者の意見を考慮し、判断していきたいと考えています。」との答弁がありました。

他に質疑なく、歳入歳出全般の質疑を行いました。

最初に委員から、「要介護の判定結果について、件数が減っている理由は。」とただしたところ、「令和3年4月から介護認定の有効期間の最長期間が48か月に変更になったことに伴い、更新申請の件数が減ったことによるものです。なお、要介護認定を受けている人数については、年々増加傾向にあります。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案については、賛成多数をもって、

原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第46号 令和5年度清水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

本案は、9月6日に本委員会に付託され、9月12日に議案第45号の審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案については、賛成多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

清水町議会委員会条例第27条第1項の規定により記名押印する。

令和6年9月25日

民生文教常任委員長 飯田 安雄